

第2回那須地域消防広域化協議会の結果について

平成25年9月26日

協議事項

協議第19号	消防署及び分署の名称について
結果	<p>消防署の管轄区域や設置場所などを踏まえ、消防署の名称については下記のとおりとする。</p> <p>大田原消防署（大田原市を管轄） 黒磯消防署（那須塩原市のうち旧黒磯市を管轄） 西那須野消防署（那須塩原市のうち旧西那須野町及び旧塩原町を管轄） 那須消防署（那須町を管轄）</p> <p>なお、各分署の名称にあつては、現行のとおりとする。</p>
協議第20号	組織における権限について
結果	<p>管理者又は、消防長の権限に属する消防事務を明確な責任の下に合理的かつ能率的に処理するため、事務執行に関し権限の委譲は行わず、専決で事務の効率化を図る。また、専決事項については、広域化時には管轄面積が拡大し消防本部との距離も変わることから、各消防署で完結できる事務については調整を図り、住民サービス、消防サービスが低下することのないよう決裁規程を定める。</p>
協議第21号	防災・国民保護担当部局との連携確保について
結果	<p>自然災害やテロ、武力攻撃時の有事の際の、構成市町の防災・国民保護部局との連絡体制を確立し、構成市町からの要請に応じて消防本部から防災会議及び国民保護対策本部等の構成員として参画し、連携を図るものとする。</p>
協議第22号	消防団との連携について
結果	<p>消防団事務にあつては、各市町の所管事務であるが、現在両消防組合ともに消防団事務を一部受託していることを鑑み、広域化までに受託事務の内容について調整するものとする。また、各市町消防団との連携にあつては、広域化後も災害活動等における緊密な連携や協力体制を構築するとともに、その関係強化に努めるものとする。</p>
協議第23号	医療機関等との連携について
結果	<p>医師会、医療機関との連絡調整を継続するとともに、更なる連携を深め、救急搬送体制の強化及び円滑化を図る。また、各医療対策協議会等の組織の再編等については、団体の意向を踏まえながら広域化に合わせて調整する。</p>
協議第24号	関連団体（防火協力団体）について
結果	<p>関連団体（防火協力団体）については、地域に根ざした防火活動を消防機関とともに実施してきた経緯を踏まえ、広域化後も地域特性に応じた活動を現状のまま継続し、組織の再編等については、各団体の意向を踏まえながら広域化に合わせて調整する。</p>
協議第25号	部隊運用について
結果	<p>署々の配置及び人員・車両体制などを踏まえ、通常の災害及び大規模災害時の出動体制、部隊運用等に関し広域化のメリットを最大限活用した出動計画を作成し、災害対応能力の強化を図る。</p>

協議第26号	教育、訓練及び研修について
結果	派遣研修にあつては、両組合の現行の計画を踏まえ新たに研修計画を策定し、幹部職員の養成、予防、警防、救急、救助各業務等の高度化及び専門化に対応すべく消防大学校、栃木県消防学校、救急救命士養成所及び医療機関等と連携し、計画的な人材育成を図る。
協議第27号	消防救急デジタル無線整備について
結果	消防救急デジタル無線の整備については、栃木県消防広域化協議会において県内で統一的に使用する共通波の共同整備を、また、各消防本部で使用する活動波は、各消防本部が整備することとなっている。 このため、必要な調整をし、平成28年5月末のアナログ波使用期限までに整備するものとする。
協議第28号	組合の運営等について
結果	公平委員会については、両組合が公平委員会事務を現在、栃木県に委託していること、また、独自に公平委員会の運営を実施することよりも委託することが合理的であること等を踏まえて、広域化後も栃木県に事務委託することとする。
協議第29号	システム関連（人事給与等）について
結果	人事関係事務の強化及び効率化を図るため、現在、両組合ともに給与計算システムのみであることから、広域化後の職員増加に対応するため、人事記録機能も組み入れた人事給与システムを導入することとする。
協議第30号	システム関連（財務会計等）について
結果	広域化後の円滑な財務会計事務を行うため、両組合のシステムについて比較検討し、広域化時に効率的な事務処理を行えるよう今後調整するものとする。また、消防本部と署々間のネットワークシステム及びその他の情報システム等においても広域化時まで一元化で調整するものとする。